

=私たちの活動 4つの柱=
 *制度化と指導員の身分保障
 *専門性と仕事の確立
 *父母と共に学童保育運動の発展
 *全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

ニュース学童保育

2019. 6. 3.
 NO. 38
 全日本建設交運一般労働組合
 全国学童保育部会 発行
 編集：事務局

児童福祉法改正、採決 職員配置の基準、参酌に

5月31日、参議院本会議において、地方分権改革一括法案が採択され、学童保育の職員配置の基準が「従うべき基準」から、「参酌すべき基準」へと変更になりました。ただし、今年度は「従うべき基準」のままです。

30日の参院内閣委員会では、田村智子議員（日本共産党）は、建交労から提供した資料や実態を紹介し、基準や指導員の劣悪な待遇こそ引き上げるべき、と発言されていました。

また付帯決議として、変更後3年を経て、検証することも確認されたようです。



法案成立の前日、部会役員は厚労省に対し、抜本的な制度の改善を求めました。

しかし、回答は、例年と変わらず、「わくわくプラザ事業」の見込みも対応できている、放課後の安心・安全な居場所の提供とともに、子育て家庭の多様な利

用ニーズに対応していく」など、私たちの期待を裏切るものでした。

そもそも学童保育とは何なのかを理解してもらおうとこころからやらなければいけないと改めて思わされました。

「全ての子どもが健全に発達していく」ということを自治体は保障していかなければいけない。

国が決めたことを市が採用せず、民間の学童保育も受ける権利があるのに、川崎市ではなぜ受けられないのか。多様なニーズに对应的意味でも、学童保育を認めないといかないのではないか。

組合の仲間のみなさんに、「川崎市が学童保育に補助金を出してくれた！」という明るいニュースを届けられるよう、これからはがんばっていききたいと思えます。

(川崎支部 勝山翔太)

川崎市へ、補助金下ろせと交渉 学童保育、廃止からのたたかい

川崎市では、2003年から「わくわくプラザ」という名の全児童対策事業が始まりました。学童保育の機能を包括していくと、今までであった「学童保育」を廃止し、それから丸16年間、補助金も貰えない中、子どもたちにより良い生活の

①国の補助金を自主運営の学童保育各所に下ろすこと。
 ②「従うべき基準」を堅持すること。
 ③基準条例を遵守するた

④当面人件費や家賃補助など何らかの補助を検討すること。
 ⑤わくわくプラザ事業に登録している児童と川崎市に届出している民間・放課後児童クラブ19箇所の登録児童数を示し、わくわくプラザ事業で対応が可能なという根拠を明らかにすること。

の5つの項目を要請してきました。



「全ての子どもが健全に発達していく」ということを自治体は保障していかなければいけない。

国が決めたことを市が採用せず、民間の学童保育も受ける権利があるのに、川崎市ではなぜ受けられないのか。多様なニーズに对应的意味でも、学童保育を認めないといかないのではないか。

場を、そして保護者にとつて、より安心して働ける学童をめざしてきました。

5月16日に川崎市に要請を行いました。

今年度は、

登録している児童と川崎市に届出している民間・放課後児童クラブ19箇所の登録児童数を示し、